

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のBに雇用され、○年○月○日からは、Cグループホーム（以下「事業場」という。）において、サービス管理責任者（以下「サビ管」という。）兼生活支援員として、知的障害者の生活支援などの業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診し、「適応障害、うつ状態」と診断された。請求人によると、同僚及び施設長との業務上のトラブルが精神的負担となり、帰宅後も腹立たしい気持ちが続き、また、同年○月○日以降は、同僚との嫌な出来事が急に職場で思い出されて、突然泣き出すなど、状態が悪化する一方で治まる気配もなかったために受診したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、請求人の症状経過等に照らし、決定書理由に説示するとおり、〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由（略）に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病発病前おおむね6か月間に業務により心理的負荷をもたらす出来事として、①同僚Eとのトラブル、②施設長Fとのトラブル、③施設長Fからのセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）があったと主張するので、以下検討する。

##### ア 同僚Eとのトラブル

##### （ア）職場の体制変更について

請求人は、〇年〇月、Eがサビ管から外れ、請求人一人のサビ管体制に戻された際に、Eから「一人で大丈夫」と侮辱するように言われたことに立腹したと主張している。

この出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、決定書理由(略)に説示するとおり、具体的な対立が生じたとまではいえないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

##### （イ）グループホームGにおける残業手当について

請求人は、サビ管としてグループホームGにおける各従業員の勤務時間を調整し決定していたが、○年○月、Eがこれに従わず、残業をしたとしてFにその手当の支給を求めたことに立腹したと主張している。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、決定書理由(略)に説示するとおり、請求人とEと間に具体的な対立が生じたり、業務に支障があったとまでは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

#### (ウ) タクシー代の会計処理について

請求人は、○年○月末頃、グループホーム利用者が負担するタクシーの利用料金を会計処理する方法につき、Eが従前の方法を変更し、また、請求人を通さずにFに相談して、請求人の指導に従おうとしなかったことに苦しめられたと主張する。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、決定書理由(略)に説示するとおり、客観的には大きなトラブルとはいえないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

#### イ 施設長Fとのトラブル

請求人は、○年○月に、Fにサビ管を降りたいと申し出たが認められなかったと主張している。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、決定書理由(略)に説示するとおり、上司との考え方の相違が生じたものであるが、客観的にはトラブルといえないものであることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

#### ウ 施設長Fからのセクハラについて

請求人は、○年○月頃に、Fからセクハラを受けたと主張しているので検討すると、決定書理由(略)に説示するとおり、当審査会としても、請求人とFの関係は自由意思に基づく両者合意の上の行為であることから、同出来事は、業務による心理的負荷の評価の対象である出来事とはいえない。

(4) この他、請求人は、心理的負荷を受けた出来事として、①○年○月のサビ管の

二人体制への変更、②同年〇月のEによる介護計画書の変更、③同年〇月の勤務表作成に関する請求人とHとの意見の不一致等主張するが、これらの出来事は本件疾病発病の6か月よりも前の出来事であるから、業務による心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

(5) さらに、請求人は、〇年〇月頃、Eへの指導をFに求めたところ、Fはこれに応じず、Eへの指導をしなかったことにより請求人の本件疾病が悪化したと主張するが、この出来事は本件疾病の発病後の出来事であり、I医師は悪化を認めておらず、仮に増悪があったと仮定して検討しても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないことから、業務による精神障害の悪化とは認めることはできない。

(6) よって、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価「弱」の出来事が4つ認められることから、心理的負荷の全体評価は「弱」であって、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。